

平成25年度 県内の公共施設等での禁煙・分煙状況調査について

趣 旨

たばこの煙には、喫煙者が吸い込む主流煙と、火がついている部分から立ち上がる副流煙があります。副流煙はフィルターを通らないことから、主流煙より有害物質（発がん物質を含む）を2～4倍多く含んでおり、周りの人の健康に大きな影響を与えます。

「健康増進法」において、多くの人々が利用する施設では、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないと規定されています。

また、平成22年の厚生労働省健康局長通知では、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきとしています。

県では、平成26年4月から施行される「健康長寿とちぎづくり推進条例」において、多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止の徹底を図ることとし、「とちぎ健康21プラン（2期計画）」においても、受動喫煙のない社会の実現を目指し、受動喫煙防止に向けた環境づくりに取り組んでいます。

このリーフレットは、効果的な受動喫煙防止対策を進めるために実施した「県内の公共施設等での禁煙・分煙状況調査」の結果をまとめたものです。

調査概要

調査目的

今後の受動喫煙防止対策を進める上で、現在の状況を把握するため、県内の公共施設等における禁煙・分煙状況を調査しました。

調査対象

不特定多数の人が利用する以下の公共的な場所のうち、外来者（園児・児童・生徒・学生を含む）が利用するエリアについて、平成25年10月1日現在の禁煙・分煙状況を調査しました。

医療機関・教育機関・官公庁・公共交通機関・金融機関 全5, 297施設

調査方法

調査票の郵送又は電子メールによる調査

調査時期

平成25年12月～平成26年1月

結果概要

禁煙・分煙率は94.6%で、前回の88.4%より6.2ポイント上昇しました。

うち、医療機関・教育機関・官公庁の禁煙・分煙率は95.0%で、前回の89.6%より5.4ポイント上昇しました。

「健康長寿日本一とちぎ」を目指しましょう！

「健康長寿とちぎづくり推進条例」平成26年4月1日施行



調 査 結 果

| 施設区分 | 医療機関※1 | 教育機関 | 官公庁 | 公共交通機関 | 金融機関 | |
|---------------|--|--|-----------------------------|--------------------|---------------------|----------------|
| 施設内訳 (対象数) | 病院(109) 一般診療所(1,411) 歯科診療所(982) 助産所(13) | 保育所(365) 幼稚園(193) 小学校(389) 中学校(170) 高等学校等※2(91) 大学等※3(91) | 県民利用施設※4(81) 市町機関※5(758) | 鉄道・バス会社※6 (130) | 銀行・信用金庫等※7 (514) | |
| 調査対象施設数 | 2,515 | 1,299 | 839 | 130 | 514 | |
| 調査回答合計 | 2,513 | 1,298 | 839 | 130 | 514 | |
| 調査票回収率 | 99.9% | 99.9% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | |
| 調査回答 | 敷地内 全面禁煙 | 691 (27.5%) | 1,189 (91.6%) | 99 (11.8%) | 8 (6.2%) | 26 (5.1%) |
| | 建物内 全面禁煙 | 1,316 (52.4%) | 81 (6.3%) | 694 (82.7%) | 93 (71.5%) | 378 (73.5%) |
| | 喫煙場所を 設置(分煙)※8 | 288 (11.5%) | 25 (1.9%) | 35 (4.2%) | 12 (9.2%) | 73 (14.2%) |
| | その他※9 | 48 (1.9%) | 3 (0.2%) | 7 (0.8%) | 1 (0.8%) | 37 (7.2%) |
| | 未措置等※10 | 170 (6.7%) | — | 4 (0.5%) | 16 (12.3%) | — |

※1 医療機関 : 病院、一般診療所、歯科診療所の受動喫煙防止対策については、平成23年医療施設調査の結果から引用

※2 高等学校等 : 高等学校及び特別支援学校

※3 大学等 : 大学、短大、専門学校及び専修学校

※4 県民利用施設 : 県庁舎、県有施設のうち県民が利用する施設

※5 市町機関 : 各市町庁舎、市町有施設のうち住民が利用する施設

※6 鉄道・バス会社 : 県内各駅等(駅構内、窓口、ホーム、待合所)

※7 銀行・信用金庫等 : 県内に本店のある金融機関の県内本店・支店

※8 喫煙場所を設置(分煙) : 分煙している施設(下記の「★空間分煙」を実施している施設)

※9 その他 : 「敷地内全面禁煙」、「施設内全面禁煙」、「喫煙場所を設置(分煙)」以外の措置を講じている施設
例: 喫煙場所は設置しているが排気装置などは未設置(灰皿のみ設置)など

※10 未措置等 : 未措置、不詳

受動喫煙を防止するためには、施設を全面禁煙又は空間分煙にすることが必要です。

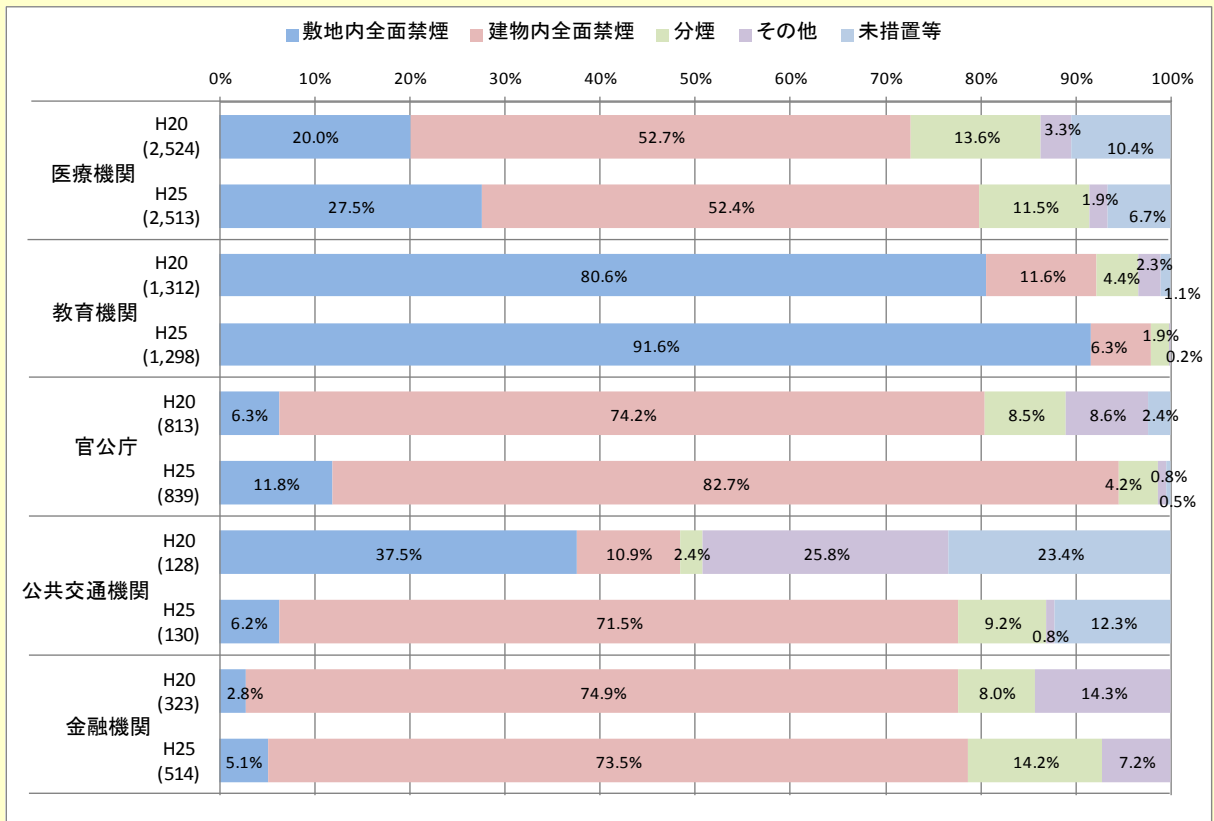
★全面禁煙

- ・施設内全てにおいて喫煙を禁止している。
- ・施設内に灰皿を置いていない。

★空間分煙

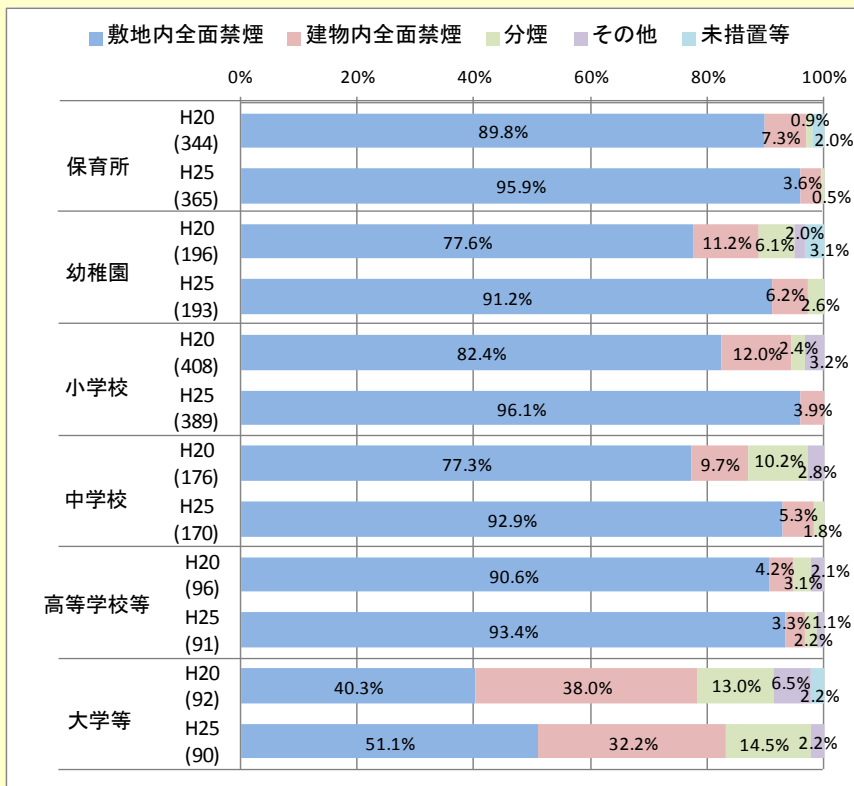
- ・施設内において喫煙場所を設定し、フロアや仕切りで喫煙場所と非喫煙場所が区分されている。
- ・喫煙場所に十分な能力の換気扇等排気装置があり、喫煙場所から非喫煙場所へたばこの煙と臭いが漏れ出ないように配慮がなされている。
- ・喫煙場所以外に灰皿を置いていない。

施設分類別集計結果



全ての施設において、前回の調査時に比べて、禁煙(敷地内及び施設内全面禁煙)・分煙の割合が高くなった。特に、教育機関では敷地内全面禁煙が9割以上、官公庁では建物内全面禁煙が8割以上を占めた。

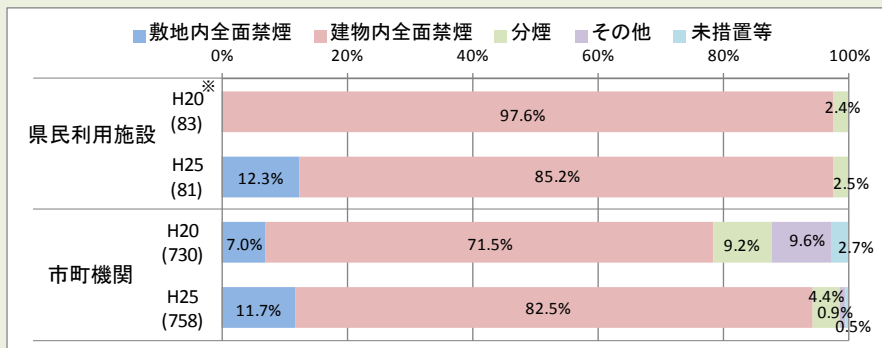
★教育機関の状況



全ての施設において、前回の調査時に比べて、禁煙(敷地内及び施設内全面禁煙)・分煙の割合が高くなった。特に、保育所、幼稚園、小学校、中学校は全ての施設で禁煙・分煙の措置がとられていた。



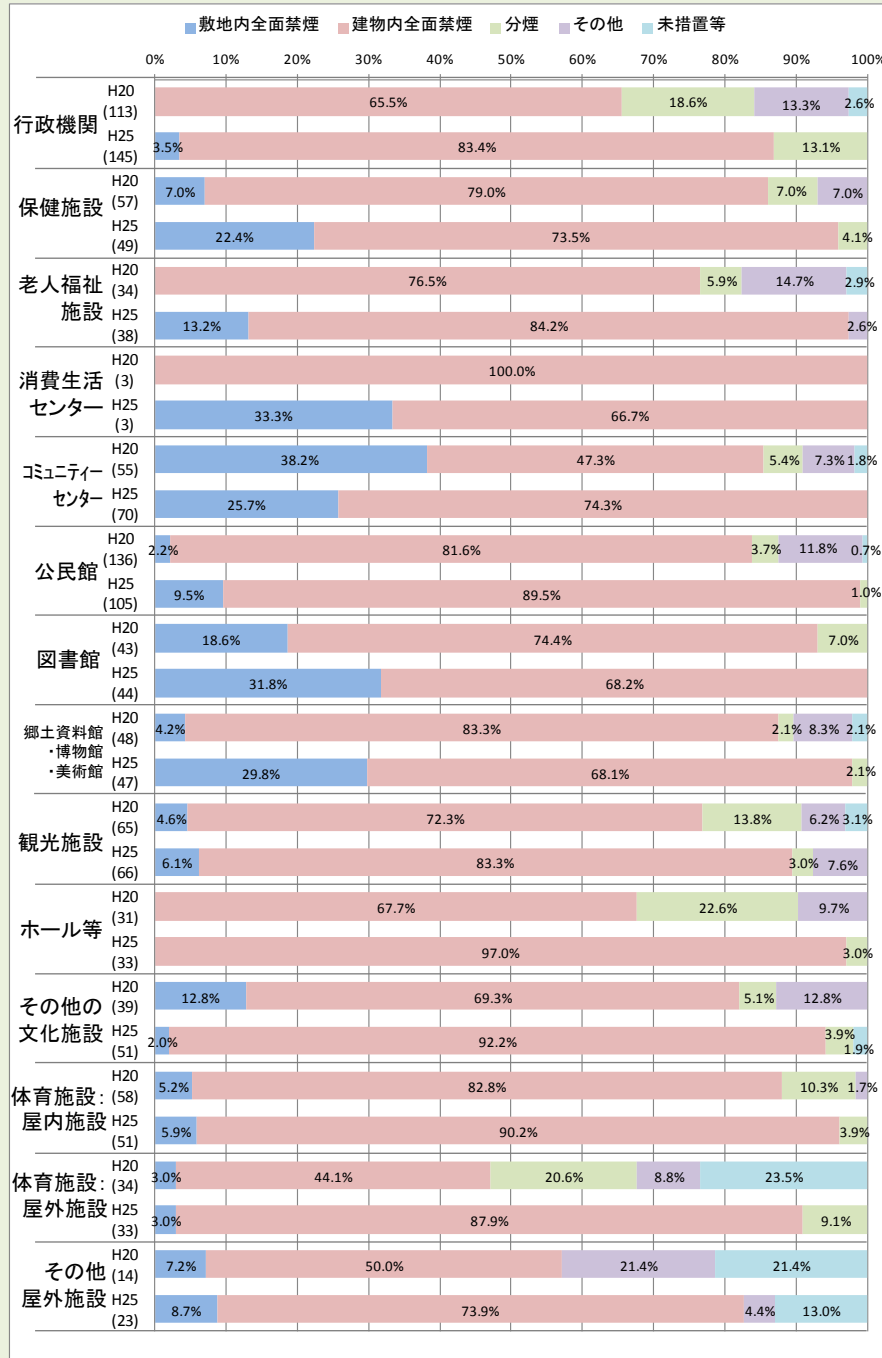
★官公庁の状況



前回の調査に比べ、敷地内全面禁煙の割合が増加した。市町機関においては、禁煙（敷地内及び施設内全面禁煙）の割合が高くなった。

※本庁舎及び出先機関のみ

★市町機関の状況



全ての施設において、前回の調査時に比べて、禁煙（敷地内及び施設内全面禁煙）の割合が高くなった。特に、行政機関、保健施設、消費生活センター、コミュニティセンター、公民館、図書館、郷土資料館等、ホール等、体育施設（屋内・屋外施設）では、全ての施設で禁煙・分煙の措置がとられていた。



平成26年3月
栃木県保健福祉部健康増進課

〒320-8501
宇都宮市埜田1-1-20
TEL:028-623-3094
FAX:028-623-3920